

Q

消費税10%
引き上げ後の
マンション購入って
損なの??

いいえ。増税後でも損をしない、
たくさんの支援策を用意しています!

POINT

1

住宅ローン控除拡大の今がチャンス!

ローン控除額が大きい今こそマイホームを!!

控除しきれない場合は翌年の住民税から控除できます。約4年前に比べて住宅ローン控除は最大200万円拡充しています。

1年間で最大

40万円
控除

しかも

控除期間

10年間 > 13年間
3年延長!!

※控除を受けるためには、専有面積、所得金額、住宅ローン期間などに条件があります。詳しくは係員にお問合わせください。

建物購入価格の
消費税2%軽減(最大)

POINT

2

購入時の負担額をサポートする

「すまい給付金」がもらえる!!

2021年12月まで実施予定の「すまい給付金」。住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が、さらに強化された給付金支給制度です。

給付額

30万円 >

最大50万円

さらに、対象者も拡充!!

※給付を受けるためには、専有面積、所得金額、住宅ローン期間などに条件があります。詳しくは係員にお問合わせください。

収入に応じて、
最大30万円の増額!!

POINT

3

現行最大1,200万円から大幅アップ!

贈与税非課税対象枠が最大3,000万円に拡大!!

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合、贈与税が最大3,000万円まで非課税となります。

贈与税非課税枠

1,200万円 >

最大3,000万円
相当

※対象者は消費税10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで2019年4月から2020年3月末までに契約を締結した方となります。詳しくは係員にお問合わせください。

最大
250%UP!!

8%と10%の購入差額の比較

	価格	ローン控除枠 (最大)	ローン控除 延長3年分	すまい給付金 (最大)	ローン控除・ 給付合計
消費税8% 9月引渡し	5,000万円 (税込)	400万円 (10年)	0円	30万円	30万円
消費税10% 10月以降 引渡し	5,050万円 (税込)	400万円 (10年)+増税分(3年)	50万円	50万円	100万円
差額	-50万円	0円	50万円	20万円	最大70万円の 差額

さらに、
贈与税の控除も
大幅拡充!!

	良質な住宅	左記以外の住宅
消費税8% 9月引渡し	1,200万円	700万円
消費税10% 10月以降 引渡し	3,000万円	2,500万円
差額	1,800万円	1,800万円

※上記、住宅ローン控除・すまい給付金・贈与特例に関しては適用要件を満たす必要があります。
※住宅ローン控除に関しては、お借入金額及び所得金額によって控除額が変動します。
※すまい給付金に関しては、所得金額によって変動します。詳しくはお問合わせください。

つまり!!

増税しても
購入時の負担が増えるわけではない!